

保管場所証明申請手続

- 保管場所証明申請手続が必要な場合（対象となるのは登録自動車です。）
 - 1 新規登録するとき～新車を購入する場合
 - 2 変更登録するとき～住所等を変更する場合（使用の本拠の位置の変更を伴うもの）
 - 3 移転登録するとき～中古車を購入等、所有者を変更する場合（使用の本拠の位置の変更を伴うもの）

○ 必要書類

- 1 自動車保管場所証明申請書（2枚）
 - 2 保管場所標章交付申請書（2枚）
 - 3 保管場所の所在図・配置図（1枚）
 - 4 保管場所使用権原疎明書面
- 4枚綴りとなっています。

※次のいずれかの書類1通を提出してください。

- ① 自分の土地、建物を使用する場合～自認書
- ② 他人の土地、駐車場等を使用する場合～保管場所使用承諾証明書、駐車場賃貸契約書の写し、写しがない場合は駐車場料金の領収書（継続的な契約であることが分かるもの）、住宅公団等の公
法人が発行する確認証明書

○ 手数料（大分県収入証紙）

- 1 保管場所証明申請手数料～2,200円
- 2 保管場所標章交付手数料～550円

保管場所届出手続

○ 保管場所届出手続が必要な場合

- 1 登録自動車の保管場所を変更したとき
- 2 軽自動車の保管場所を変更したとき
- 3 軽自動車の新車・中古車を購入したとき
- 4 軽自動車の「使用の本拠」と「保管場所」の位置を、転居等の理由により適用地域外から適用地域内に変更したとき

※軽自動車の届出適用地域は、旧大分市、別府市のみです。

○ 必要書類

- 1 自動車保管場所届出書（1枚）
 - 2 保管場所標章交付申請書（2枚）
 - 3 保管場所の所在図・配置図（1枚）
 - 4 保管場所使用権原疎明書面
- 3枚綴りとなっています。

※保管場所証明申請手続きの書類と同じです。

○ 手数料（大分県収入証紙）

保管場所標章交付手数料～550円

その他

○ 申請（問い合わせ）先

申請・届出する自動車の保管場所（車庫）を管轄する警察署交通課

○ 申請書類

必要な書類のうち、申請書、届出書、所在図・配置図、自認書・使用承諾証明書は、各警察署交通課の窓口に備えてあります。（各地区自家用自動車協会にも備えています。）

○ 申請書類等の様式について

- 1 自動車保管場所証明申請書又は自動車保管場所届出書
当県警察以外の警察が作成した様式や、申請・届出を行う方が独自に作成した様式等、当県警察が作成した様式以外の自動車保管場所証明申請書又は自動車保管場所届出書であっても、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則に定められた様式に記入すべき事項が全て記入されているなど、同規則に定められた様式であると認められるものであれば、申請又は届出に使用することができます。
- 2 自認書又は保管場所使用承諾証明書
当県警察以外の警察が作成した様式や、申請・届出を行う方が独自に作成した様式等、当県警察が作成した様式以外の自認書又は保管場所使用承諾証明書であっても、自動車の保有者が申請又は届出に係る場所を保管場所として使用する権原を有することを疎明するために必要な情報が記入されているものであれば、申請書又は届出書に添付する書面として使用することができます。